

# ●生活支援について

**当面の生活費を無利子でお貸します。**

被災された方へ、さしあたっての生活費を10万円まで（特別な場合は20万円まで）お貸します。地震の後に他の市町村に移った方も、避難先の社会福祉協議会へお申し込みください。

## 【対象：被災世帯】

貸付上限：10万円以内（※特別な場合は20万円以内）

措置期間：1年以内は返済なし

償還期限：据置期間経過後2年以内

貸付利子：無利子

連帯保証人：不要

※特別な場合

- ご家族に亡くなった人がいる場合
- ご家族に要介護者がいる場合
- 4人以上のご家族の場合
- ご家族に重傷者、妊産婦、学校に通う子どもがいる場合で、特に社会福祉協議会会長が認めたとき



生活支援ニュース